

福祉みやぎ

vol.603
2019
5月号

アートな共同作品 GEZELLIG(ヘゼリヒ)

■ 作者：工房すびかの利用者一同

利用者様が織った創造的な手織り布を多くの方に届けようと、みんなで頑張ってミシン加工やラッピングをして素敵な商品に仕上げています。



CONTENTS (主な内容)

- P2 特集**
「社会的養育を必要とする子どもたちの自立支援について」
- P4 Heart & Works**
「わらいのある生活を目指して」
- P6** 平成31年度事業計画
- P9** 平成31年度当初予算
- P10** こんなことやってます!
- P11** 県社協掲示板
- P12** 宮城県社会福祉協議会連絡先一覧

福祉みやぎ

vol.603

令和元年

5月15日

発行

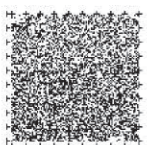
編集・発行/社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 TEL 022-225-8476(代) FAX 022-268-5139
印刷/株式会社ソノネ 奇数月15日発行 URL <http://www.miyagi-skf.net/>

宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧



平成31年4月1日現在

名称	電話番号	FAX 番号	住所	
総務部	総務課 総務係	022 (225) 8476	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県自治会館 3階	
	総務課 職員係			
	企画・財務課 企画係	022 (263) 4744		
	企画・財務課 財務係	022 (263) 0949		
施設管理課 施設管理係	022 (263) 4744			
法人事務局	地域福祉課 地域福祉推進係	022 (266) 3950	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 3階	
	地域福祉課 みやぎボランティア総合センター	022 (266) 3951		
	震災復興支援室	022 (266) 3952		
	宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局	022 (266) 2621		
	生活支援課	生活資金貸付係		022 (225) 8478
		生活資金管理係		022 (216) 5100
		みやぎ地域福祉サポートセンター		022 (212) 3388
総合相談課	総合相談センター	022 (290) 1210	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 2階	
	相談専用ダイヤル	022 (223) 1165		
中国帰国者支援・交流センター	022 (262) 9777	022 (261) 9555	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 1階	
人材育成部	研修課 第一係	022 (225) 8479	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県自治会館 3階	
	研修課 第二係	022 (216) 5382		
	いきがい健康課 宮城いきいき学園	022 (225) 8477		
いきがい健康課 宮城いきいき高齢者センター	022 (223) 1171			
障害者支援施設 宮城県船形コロニー	022 (345) 3282	022 (345) 3984	〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢 21	
県北地域福祉サービスセンター				
自立(生活)訓練・宿泊型自立訓練施設 宮城県護国寮	0229 (23) 1513	0229 (23) 1562	〒989-6117 大崎市古川旭 5-7-21	
地域支援センターほほえみ				
障害者就業・生活支援センター Link	0229 (21) 0266	0229 (21) 0272	〒989-6117 大崎市古川旭 4-3-7	
仙台北地域福祉サービスセンター				
在宅心身障害者保養施設 セツ森希望の家	022 (345) 3701	022 (345) 3701	〒981-3621 黒川郡大和町吉田字童子沢 21	
地域支援センターぱれっと	022 (344) 3596	022 (344) 3595	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字南金谷下 8-7	
ぱれっとよしおか	022 (344) 3620			
障害者就業生活支援センターわへく	022 (353) 5505	022 (353) 5506	〒983-0014 仙台市宮城野区高砂 1-154-10	
吉岡すまいる	022 (345) 1910	022 (345) 1913	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字石神沢 30-2	
県中央地域福祉サービスセンター				
福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園	022 (379) 5001	022 (379) 5010	〒981-3213 仙台市泉区南中山 5-2-1	
障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園				
宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	022 (376) 5306			
地域支援センターしんぼし	022 (343) 6904	022 (343) 6905	〒981-3212 仙台市泉区長命ヶ丘 4-31-22	
介護研修施設 宮城県介護研修センター	0229 (56) 9608	0229 (56) 9763	〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7	
なごみなの里地域福祉サービスセンター				
特別養護老人ホーム 和風園	022 (346) 2229	022 (346) 2305	〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢 1	
養護老人ホーム 偕楽園	022 (346) 2221	022 (346) 2222	〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢 31-1	
地域支援センターなごみな	022 (341) 0220	022 (341) 0233		
仙台西地域福祉サービスセンター				
救護施設 太白荘	022 (245) 3721	022 (245) 3722	〒982-0215 仙台市太白区旗立 2-3-1	
地域支援センターはたて				
ぱれっとざとのもり	0223 (29) 4989	0223-25-4590	〒989-2432 岩沼市中央 2-5-26	
相談専用ダイヤル	0223 (24) 1712			
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	022 (716) 9674	022 (716) 9298	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 4階	



この印刷物は、植物性油インキを使用し、環境にやさしい水なし印刷方式を採用しています。



「福祉みやぎ」は宮城県社協のホームページでもご覧になれます。また、ご意見、ご感想、とりあけて欲しいテーマなどをお寄せください。表紙の作品も募集しています。

「社会的養育を必要とする子どもたちの自立支援について」

NPO法人ほっぷすてっぷ 理事長 森田みさ

自立を迫られる子どもたち

宮城県では現在約600人の子どもたちが児童養護施設等や里親家庭で養育されています。親がいない、親からの虐待、親の病気や貧困等さまざまな事情で親の支援を受けられない状況で大人になります。基本的に、高校の卒業と同時に施設等は退所となり、自立することになります。なかには高校中退等の事情で16歳や17歳で退所する子どもも少なくありません。そのような場合でも家庭には戻れないとなれば、アパート等での自立を迫られることとなります。

果たして、本当に自立した生活が一人で送れるでしょうか。金銭管理から生活スキル、行政

手続きなど、身近に相談できる相手もいないまま、大人から見れば小さなことで、つまづいてしまうことも多く、その後の進学・就職も思うように進まなくなってしまうことが多いのが現状です。

自立支援事業

宮城県では、そのような退所児童等のため「社会的養護自立支援事業」を行っており、仙台市でも同様に退所者のアフターケア事業を行なっています。どちらも同じ事業者が委託を受けて、施設等に入所からソーシャルスキルトレーニングを行ったり、就労支援を行ない、退所後についても生活相談や当事者交流等の事業を行なって、退



所した子どもたちが孤独になつて困ることのないよう、支援をしています。

当法人は平成27年12月に設立後、自主事業として退所児童等や、親の支援を受けられない子ども・若者のための自立支援を行なっており、主に「居場所サロン」の運営と、平成29年7月からは「シェアハウス」の運営を主な事業として行なっています。行政ではなかなか手当てできない住宅支援を行なうこと、行政の事業対象ではないところで困っている子どもたちの支援を行なうことで、なるべく支援の網の目からこぼれてしまう子

どもたちが出来ないように、との思いです。シェアハウスは女性専用で、現在17歳〜31歳までの5名が入居しています。

子どもたちを取り巻く状況

シェアハウスに入居してくる子どもたちは、全員が社会的養育を受けてきたわけではなく、家庭から親の虐待等が原因で児童相談所等に保護され、そこから入居してきたり、自分から行政や民間の相談窓口へ保護を求めて相談に行き、入居につながることもあります。ただし、どのような事情があれば、親の支援を受けられない、親に頼れない状況であることは共通しています。そして、親からの虐待やその他の事情で、心に傷を抱えながら生きていかねばならない子どもたちです。

また、実は親からの虐待で困っているのは子どもだけではなく、成人していても虐待を続ける親の支配から逃れられず経済的搾取や身体的・性的暴力等を繰り返されている人もいます。

多いというのが現状です。どうかして親の元から逃げられたとしても、今度は生活困窮に陥ります。とてもお金がない中で、女の子たちはおしゃれをしたくて食費を削ったりもするのです。食費を削ぐ優先だろうと思うのは、見ているだけの大人の意見で、彼女たちにとってはおしゃれも命がけであり、それを批判することは簡単ですが、生きているのは彼女たち自身であり、何を優先するのは自分でしか決められません。

自立への課題

シェアハウスでは、宿泊のボランティアさんたちが交代で彼女たちの



見守りをしています。ただし、彼女たちを指導したり教育したりするのはなく、あくまでも寄り添い支援を目指しているのです。基本的には食事の提供等もせず、家事は自分でやってもらうことになっています。そのような中で、何かわからないことがあったり困ったことがあれば、ボランティアさん達に相談しながら、学んでもらいたいと考えています。また、他の入居者の生活ぶりを見たり話したりする中で考え学べることも多いと思います。

「自立」する、できるというのは、

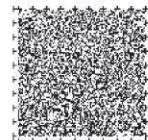
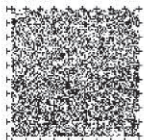
どのような状態になった時のことをいうのでしょうか。私は、家事が完璧にできるとか、誰にも手伝ってもらわなくても大丈夫だとか、人に頼らないで生きていける、人に迷惑をかけない、そういうことは関係ないと思っています。人は一人では生きていけませんし、いつも誰かを傷つけたり誰かに傷つけられたりしながら生きていくので、人に迷惑をかけようが家が汚くなるようが、そんなことは生きていくうえで重要ではないと思うのです。では、一人で生きていくのに大切な力は何かというと、

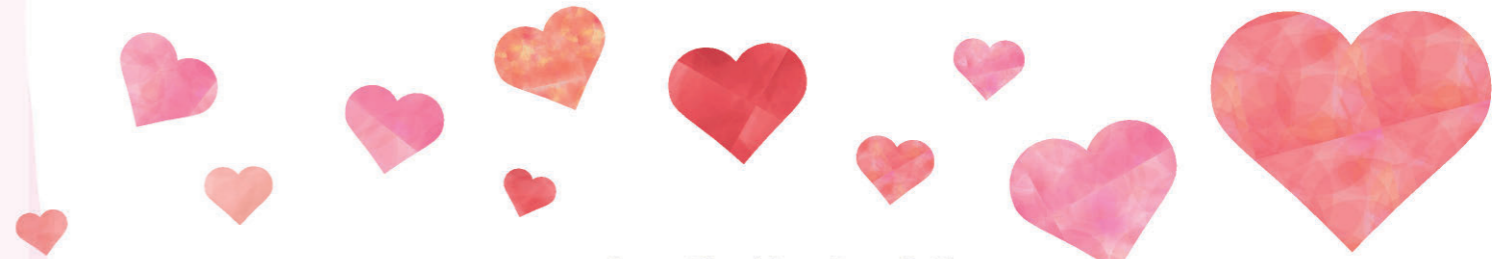
大人にできること

誰かに助けを求めることができるということ。自分で SOS を出せる、ということが社会的養育を受けてきた子どもたちにとっては特に難しいことなのです。困ったことがあっても、誰かに相談するという発想がない、相談すれば解決するということがわからない子どもたちがとても多くなっています。そのため、「相談していいんだよ」ということを知ってもらう、そういう力をつけてもらう、ということが私たちの目標です。

そのために、私達大人は何をすればいいのか、どんな準備をしておけばいいのかということですが、まずは子どもたちにとって信頼できる大人、安心安全な大人になること、そしてそういう大人がいることを子どもたちに伝えることだと思います。

「大人なんて信用できない」と言う子どもたちが大勢います。でも、今まであなたが出会ってきた大人はそつだったかもしれないけど、これから出会うかもしれない、と話す





ハート アンド ワークス Heart & Works

「わらいのある生活を目指して」

～NPO法人わらいの館・四季から～

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所、それが「富山型デイサービス」です。この富山型デイサービスは、平成5年に富山県で3人の看護師が県内初の民間デイサービス事業所を始めたことにより誕生しました。既存の縦割りの福祉ではなく、対象者を限定しない少人数の家庭的な雰囲気の中で利用者は自然に過ごすことができます。

現在、富山型は「共生型」と名前を変え少しずつ地域に広がっています。今回は、宮城県で初めて富山型デイサービスを始めたNPO法人わらいの館・四季の白石理事長にお話をうかがってきました。

わらいの館ってどんなところ？

年齢や障害にかかわらず、誰でも利用できる富山型デイサービスとして平成18年にオープンしました。定員は20名で、小規模で家庭的、且つスタッフが介入しすぎない自然な環境づくりを心がけているそうです。民家のようなつくりの広いリビングで、和気あいあいとみんなで一緒に過ごしています。

理事長の白石さんは元々医療に携わっていましたが、患者との関わりの中で生活を支える福祉分野に興味を持ち、事業所の立ち上げを決めたそうです。「富山型デイサービスに出会わなかったら、せつかく福祉の世界に飛び込んだのに見えなかったところがたくさんあると思います」と笑顔で話す白石理事長。宮城県初の富山型デイサービスということもあり立ち上げには相当の苦労があったようですが、念願かない、法人は今年で13年目に入ります。富山型デイサービスの魅力とは、どんなところなのでしょう。

第二の我が家、 第一の家族になれる場所

現在の主な利用者は高齢者や障害者、支援学校の学生たちだそうです。以前は生後3〜7か月の子どもを受け入れていたこともあり、そんなときは特におばあちゃんたちが率先して面倒をみていたそうです。「デイサービスに行く日だよ」といっても反応の薄い方が「子守に行く日だよ」と声をかけるとにこにこ立ち上がる姿が見られるなど、子どものお世話を通して、日常生活への意欲が促進されているようでした。わらいの館では認知症の方の生活をみんなの手助けしたり、障害の特性を受け入れて接したり、といった生活が自然と行われています。高齢者や子ども、認知症、障害など年齢や障害の垣根を越えて過ごす中で、自然と相手のできることで、できないことを認め合い、思いやりのある関係性が構築されているようでした。

わらいのある生活を目指して

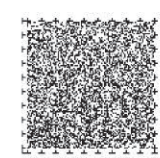
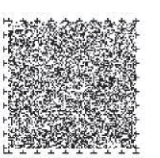
子どもが過ごすことについて「いろいろな人がいてストレスになるのではないか」などの声をきくこともあるそうです。しかし白石理事長は「あえて関わりを限定せず、ここで新しい人間関係を作っていくことも生活の1つの選択肢ですし、それは楽しい刺激になると思っています」と笑顔で話されます。自然な関わりを大切にしているわらいの館では、スタッフが介入することと関係性に影響を及ぼさないように配慮しているそうです。利用者同士の自然な関係性が育まれているからこそ、気兼ねなく言い合えたり、笑いあえたりする第二の家、第二の家族のような心地よい空間が生まれているのだと感じました。

まる人たちがいて、1つ屋根の下にはさまざまな垣根を越えた特別なつながりがありました。わらいの館では、デイサービスの他にも有料老人ホームや就労継続支援B型事業所も運営しており、地域福祉の充実に向けて住民のニーズに応えるように活動の幅を広げています。法人名のとおり、わらい声が響くなか、豊かな人生を送るために尽力するわらいの館・四季の活躍にこれからも注目していきたいと思っています。

(宮城県社協取材)



お問い合わせ先
NPO法人わらいの館・四季
登米市迫町新田字井守沢209-30
電話番号 0220-29-4510



『経営理念』

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

『経営方針』

- ① 被災地域の復興に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- ② 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- ③ 地域における福祉サービスの担い手の支援
- ④ 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- ⑤ 各種団体とのネットワークの強化
- ⑥ より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

平成31年度事業の基本的な考え方

我が国は、急速な少子高齢化や人口減少が進むなか、さまざまな要因を背景とした生活困窮、社会的孤立など、複雑で多様な課題が増加する一方で、身近な地域における支え合いの機能は希薄化しています。また厳しい財政状況下の中での社会保障財源の確保・福祉人材の不足等、大きな課題を抱えており、今日の社会福祉を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そうしたなか、国は団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、身近な地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアの体制の整備を推進するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

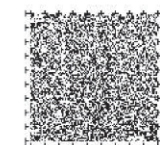
これは、本会の経営理念でもある「地域づくり」を社会全体で取り組もうとするものであり、住民をはじめ、関係機関・関係者等が、それぞれの役割の中で協力し合い、地域で支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、東日本大震災（以下「大震災」という。）から8年が経過し、応急仮設住宅等の生活から災害公営住宅への移行が進み、新たなコミュニティ構築や個別の生活課題の解決に向けた支援等、今後も継続して市町村協等との連携による取組も必要となっております。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、これらの社会動向・地域状況を踏まえ、平成30年3月に策定した宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）に基づき各種事業を推進するとともに、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体との一層の連携を図りながら、限られた財源の効率的な活用、各種事業の充実、施設・事業所の適正な運営等、組織体制の強化を図ります。

以上により、県社協の理念・使命を果たすため、次の事務事業に取り組みます。

主な事務事業



1 大震災における被災地域の市町村協の支援をとおして、地域福祉推進の観点から被災住民等の自立・生活再建に努めます。

① 被災地域市町村協への支援
被災地域市町村協が多様な課題を抱える被災者への支援と併せ、住民主体の地域づくりに取り組めるよう、被災市町村協の個別ニーズに対応した支援を行います。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援団体連携担当者会議等）を開催し、復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進します。

② 地域コミュニティ構築支援

仮設住宅から災害公営住宅等への移行に伴う被災者及び地域住民の新しいコミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村協が行う要支援者の見守り活動や助け合い活動の仕組みづくりなどの支援に取り組みます。

2 住民主体の「地域づくり」を進める市町村社協・NPO法人などの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します。

① 地域福祉活動の推進
地域福祉の活動を住民組織と共助

で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行います。

地域福祉推進のため、市町村社協をはじめ宮城県民生委員児童委員協議会、各種別協議会・NPO等の関係福祉団体と連携し、新たな生活課題等の解決に取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けた市町村支援のプラットフォームとして、宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営業務を通じて、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実に支援します。

② 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動を推進している関係機関等を構成員とした「(仮称)宮城県地域福祉推進会議」を県との連携・協働により設置し包括的な支援体制の構築を図ります。

③ 市町村社協の基盤強化と社協間のネットワークの充実

市町村社協との連携により、連絡・調整、活動支援等、各種事務事業を展開し、運営充実にに向けた支援を行います。

さらに、宮城県市町村社協連絡会によるネットワーク、関係づくりの更なる充実に努めます。

④ コミュニティソーシャルワークの視点をもった人材の育成

小地域福祉活動組織と関係機関や地域資源をつなぎ、コーディネートするための人材を育成するため、基礎研修や実践研修・事例検討会を実施し、社協及び地域福祉関係職員の資質の向上に取り組みます。

⑤ 地域福祉の推進のための情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報として、宮城県社会福祉大会、社協フォーラム、各種研修会の開催や広報誌「福祉みやぎ」の発行、ホームページ等により幅広く発信し普及啓発に努めます。

3 多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるように支援します。

① 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化
市町村社協のボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能充実に向け担当情報共有会議の開催や社協VC運営に関する現地相談などの支援を行います。

また、大規模災害等に備え、災害VC運営スタッフ体験研修や設置・運営責任者研修等により人材育成に努め、その体制整備を推進します。

② 地域福祉活動を実践する人材の育成

地域福祉活動推進者、ボランティア

アコーディオネーター等の育成のための研修とスキルアップ研修等を実施するとともにボランティア団体・中間支援組織等との連絡会を開催するなど、住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めます。

③ 地域住民への福祉教育などの推進

市町村社協と協働し、住民に対する福祉教育・防災教育を切り口とした福祉活動を通して小地域福祉活動の活性化を図り、その地域の特性に応じた活動が行えるようボランティア団体や地域福祉活動推進者を支援していきます。

④ 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動とおして生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック）の国わかやま2019への選手派遣や宮城シニア美術展を開催します。

4 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。

① 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施
福祉・介護人材の専門性を高めるため社会福祉従事者研修、資格取得

① 被災地域市町村協への支援

被災地域市町村協が多様な課題を抱える被災者への支援と併せ、住民主体の地域づくりに取り組めるよう、被災市町村協の個別ニーズに対応した支援を行います。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援団体連携担当者会議等）を開催し、復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進します。

② 地域コミュニティ構築支援

仮設住宅から災害公営住宅等への移行に伴う被災者及び地域住民の新しいコミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村協が行う要支援者の見守り活動や助け合い活動の仕組みづくりなどの支援に取り組みます。

2 住民主体の「地域づくり」を進める市町村社協・NPO法人などの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します。

① 地域福祉活動の推進
地域福祉の活動を住民組織と共助

研修等を実施し、スキルアップに努め福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図ります。

障害者の就労支援として、知的障害者居宅介護職員初任者研修を実施します。

② 幅広い人材確保の取組の推進

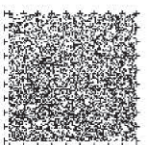
福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、公共職業安定所や教育機関等と連携した福祉の仕事就職面談会の開催や、年齢等に応じた進路・就業相談の実施、福祉・介護人材の確保・定着に向けた研修等を実施します。

また、介護福祉士等修学資金貸付や保育士修学資金貸付・保育士再就職支援貸付・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の各事業の推進により人材の確保と定着に努めます。

③ 福祉事業者への経営支援の実施

現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門員相談による社会福祉経営相談を実施するなど、健全な経営基盤を確立できるよう支援を行います。

また、福祉サービス第三者評価事業機関として、子ども分野の保育所及び社会的養護関係施設の評価を行い、



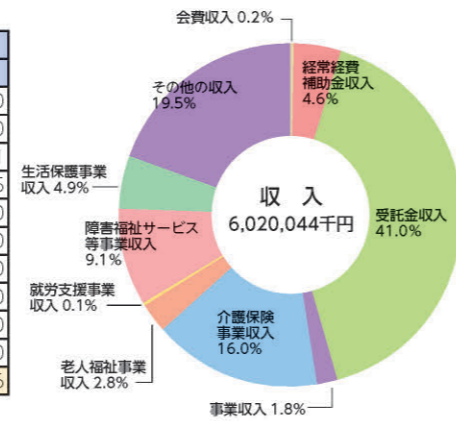
平成31年度当初予算

一般会計

○収入の部

【単位：千円】

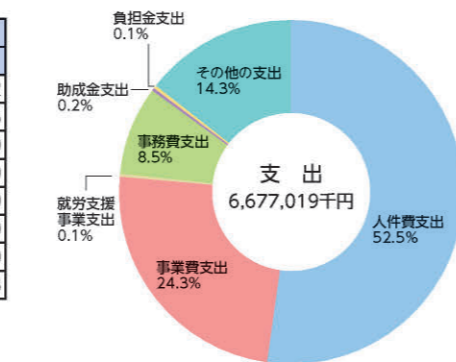
科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
会費収入	15,290	8,980	6,310	0
経常経費補助金収入	274,710	274,710	0	0
受託金収入	2,469,125	2,228,926	239,518	681
事業収入	107,576	72,982	10,149	24,445
介護保険事業収入	962,713	962,713	0	0
老人福祉事業収入	169,143	169,143	0	0
就労支援事業収入	8,939	8,939	0	0
障害福祉サービス等事業収入	544,545	544,201	344	0
生活保護事業収入	294,785	294,785	0	0
その他の収入	1,173,218	805,540	366,578	1,100
合計	6,020,044	5,370,919	622,899	26,226



○支出の部

【単位：千円】

科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
人件費支出	3,500,486	3,306,427	189,337	4,722
事業費支出	1,624,045	900,875	707,634	15,536
事務費支出	568,264	527,281	40,983	0
就労支援事業支出	8,939	8,939	0	0
助成金支出	11,330	11,050	280	0
負担金支出	7,488	1,588	5,900	0
その他の支出	956,467	646,001	307,366	3,100
合計	6,677,019	5,402,161	1,251,500	23,358

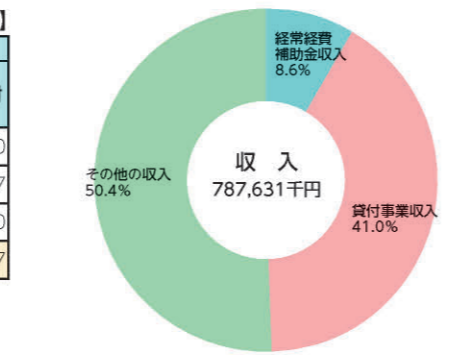


生活福祉資金会計

○収入の部

【単位：千円】

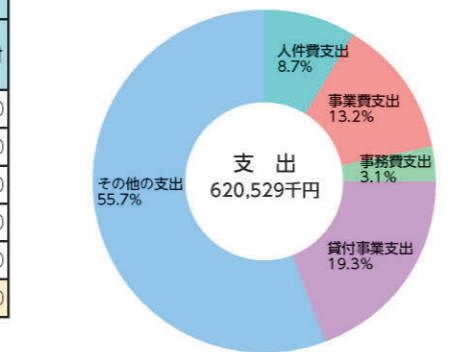
科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
経常経費補助金収入	67,952	0	67,952	0	0
貸付事業収入	322,760	316,292	0	6,361	107
その他の収入	396,919	270,716	114,227	11,976	0
合計	787,631	587,008	182,179	18,337	107



○支出の部

【単位：千円】

科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
人件費支出	54,104	0	54,104	0	0
事業費支出	81,682	0	81,682	0	0
事務費支出	18,959	0	18,959	0	0
貸付事業支出	120,263	103,130	0	15,933	1,200
その他の支出	345,521	336,307	2,853	6,361	0
合計	620,529	439,437	157,598	22,294	1,200



サービスの質の向上を促します。

5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化

県社協が運営する事業所において、住民が主体となつて行う小地域における生活支援活動、ボランティア活動などが、より多くの地域で実施され、また、その活動が継続的・効果的に実施されるよう、市町村社協と連携・協働しながら、各種講習会、講座などを開催し圏域の地域福祉の推進に努めます。

(2) 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援

県社協が実施する各相談支援事業において、当該市町村域などの支援機関の一員として横断的なネットワーク化に参画し、包括的な相談支援体制の構築に向けて取り組みます。

また、総合相談センターでは高齢者及びその家族が抱える法律・医療・保健福祉の専門的相談に迅速に対応するとともに、市町村等の相談機関と連携・協力し、高齢者及びその家族等県民の福祉向上と増進を図ります。

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）をとおりて認知症高齢者や

障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理援助等を行い、地域で安心して暮らせるよう自立支援を行います。

運営適正化委員会では、福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めます。

その他、事業者及び第三者委員を対象に研修会の開催や苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動等を推進します。

(4) セーフティネット機能の充実・強化

経済的困窮者や低所得世帯に対しては、市町村社協や民生委員・児童委員による相談支援を通して、生活実態を把握するとともに、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けによる自立支援に努めます。

また、その債務管理は償還計画に基づき適正に償還されるよう関係機関と連携のうえ支援を行います。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）を通して中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるよう自立支援を行います。

高齢者や障害者等で在宅生活が困難な方々に対し、県社協が運営する社会福祉施設やグループホーム等で生活（自立）支援を行います。

6 各種団体が実施する福祉活動を推進します。

(1) 各種団体の取組に向けた支援

種別を超えた懇談会の開催や定期訪問・研修・セミナー等を実施し、必要に応じて種別協議会等の共通課題や要望、提言などを取りまとめ、国・県・全社協等へ提出します。

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

災害時における要援護者への支援や避難環境の改善を図るため、福祉関係者と自治体の連携による「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」の事務局運営業務を通じて、部会運営や福祉専門職によるチーム員派遣研修を実施し、支援体制の構築に努めます。

7 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。

(1) 法人機能の強化及び財源確保
コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り、健全な法人運営に努めます。

また、限られた補助金、委託費等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めます。

(2) 人材確保及び人材育成

適正なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向け、定年退職者の推移及び実施事業の状況に応じて職員を採用し、人材の確保に努めます。

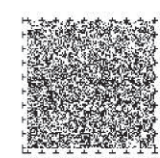
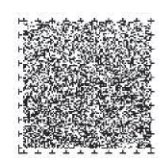
さらに県社協職員研修規程に基づき、人材育成研修システムの実践により職員一人一人のスキルアップに努めます。また、組織全体として専門職員研修や職員自主企画事業の推進等により、専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

(3) 社会福祉施設等の適正な運営

指定管理施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては、高齢者や障害児（者）等に施設入所支援をはじめ、生活介護・通所介護・相談事業等の福祉サービスを提供し、地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めます。

また、高齢化や重度化など利用者の状況に応じた施設整備、改修等を適宜行い安心・安全な生活の確保に努めます。

さらに、近年頻発に発生している水害・土砂災害等の自然災害への備えに関し、防災強化を図るとともに、防犯に係る安全対策も取組を強化していきます。



温かい真心をありがとうございます

下記の方々から、本会に寄付金をいただきました。温かい真心に感謝申し上げます。(平成31年4月22日現在)

- 平成31年3月4日 株式会社ブリッジさまより
社会福祉事業のために……………25,000円
- 平成31年4月2日 株式会社ブリッジさまより
社会福祉事業のために……………25,000円

福祉の仕事移動相談会のお知らせ

福祉人材センターでは、県内10カ所のハローワークに出向き「福祉の仕事」に関する相談をお受けしています。「福祉の仕事ってどんなことをするの?」「未経験者でも就労は出来る?」「資格はどうすればとれる?」など、どんなことでも構いません。お気軽にご相談ください。

※日程は変更になることがございますので、お越し頂く前に電話でお確かめください。
宮城県福祉人材センター：022(262)9777
※ハローワーク石巻
6月まで第3水曜日、
7月より第3金曜日(但し8月のみ第4金曜日)

高齢者とそのご家族の方々がかけえる心配事・悩みごとなどの相談

高齢者総合相談センターでは、高齢者とそのご家族などがかけえる保健・福祉・医療・法律などの心配事や悩みごとの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

宮城県高齢者総合相談センター
【電話番号(相談専用)】022-223-1165

※秘密は厳守します。

※法律・医療の相談は面談相談ですが、来所できない場合は電話での相談も可能です。

【休館日】 土・日曜日、祝祭日、年末年始

相談種別	相談員	相談内容	相談日時
相談受付	センター相談員	相談の予約受付 情報提供	月曜日～金曜日 9時～17時
法律相談 ※要予約 (1人30分)	弁護士	財産、相続、遺言、離婚、 金銭貸借、契約トラブル、 人権問題(DV・虐待)、 成年後見制度など	第1・第3水曜日 13時半～15時半
医療相談 ※要予約 (1人40分)	精神科医	認知症、うつ、心の悩み、 人間関係など	第4木曜日 13時半～15時半
保健・介護相談	保健師など	健康管理、保健衛生、福 祉サービスなど	月曜日～金曜日 9時～17時

宮城県社会福祉協議会
役員変更のお知らせ

平成31年3月31日付
理事退任 渡辺 達美
理事退任 中川 昌

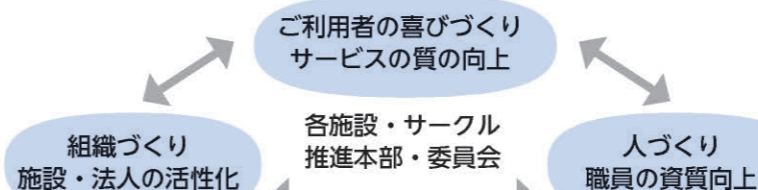


こんなことやってます

ここでは、宮城県社協の事業を
ご紹介いたします

福祉QCサークル活動

福祉QC(クオリティ・コントロール)とは、ご利用者の声を聴き、職員自らが福祉現場の問題点・課題点を良い方向に改善していく活動です。



福祉QCの効果

本会は「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を経営理念とし、地域の皆さまから信頼される団体となるため、さまざまな業務改善や工夫に取り組んでいます。

その一環として「福祉QCサークル活動」が導入され、今年で18年目。この間の歩みを振り返り、効果の一部をご紹介します。

①「QC手法活用による活動の定着」
導入当初は、活用に苦労したQC手法ですが、近年は、データ化や図表化を図ることによって、客観的な判断をしながら、「ご利用者の満足度を高めるための活動が展開されるようになってきました。」

②「風通しの良い職場環境構築」
多忙な業務の中、本活動を通して、職員同士が当事者意識を持って、利用者支援について話し合う機会が増え、風通しの良い職場づくりに繋がっています。

「福祉QCサークル活動」
発表会

本年2月の発表会では、二次審査を通過した法人内の6サークルが半年間の取り組みの成果を発表しました。また、招待発表として、同じく県内で「福祉QCサークル活動」に取り組まれている大崎市社会福祉協議会より、鹿島台「デイサービスセンター」に事例を発表いただきました。各サークルとも、年々、発表技術が向上しており、異業種の方や、初めて発表を聴く方にも、分かりやすかったと好評をいただきました。若手職員が発表する機会も増え、本活動が人材育成の一翼を担っていることが窺えます。

活動事例をちょっと紹介

先の発表会で、最優秀賞を受賞した「宮城県七ツ森希望の家」の活動事例を簡単に紹介します。
サークル名・テーマ
「フォレストゼブン」
「地域生活を支える救世主七ツ森希望の家」レスパイトケアの促進」
本事業所は、県内の在宅心身障害児者及び介護者の保養と療養を目的とした施設です。心身障害者の、

地域、在宅生活の安定的維持の実現を目指して、本テーマに取り組み、短期入所利用率の向上、職員の意識の統一の目標を達成しました。

最優秀賞という素晴らしい賞を受賞でき、大変光栄に思います。効果の維持に努めるだけでなく、職員間で協力し合う意識も大切に、今後も業務に励んで参りたいと思います！



サークルリーダー
阿部 愛果さん

県内への拡がりを期待

一昨年度の本会発表会にて、最優秀賞、優秀賞を受賞したサークルが、昨年度行われた全国及び宮城地区の大会において、それぞれ表彰を受けました。
また、宮城県内でも、新たに「福祉QCサークル活動」に取り組まれる事業所が誕生しているようです。
皆様の事業所でも、業務改善の手法を取り入れてみてはいかがでしょうか。
本会では、今年度も「福祉QCサークル活動」に関する研修・発表会を予定しています。

宮城県ボランティア活動総合補償制度並びに
宮城県地域福祉総合補償制度にご加入の皆様へ

保険の更新の時期です。お手続きはお早目に!

平成30年度の主な変更点

- ボランティア・福祉活動行事保険の補償内容が変更になりました。くわしくはパンフレットやホームページをご覧ください。パンフレットはお近くの社会福祉協議会でお取り寄せください。

年に1度の一斉募集のほか、随時中途加入が可能です。詳しくはお問合せください。



お問合せ先
みやぎボランティア総合センター TEL 022-266-3951
三井住友海上火災保険株式会社 TEL 022-221-3171
株式会社オンワード・マエノ TEL 022-762-9915

この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。

